

令和7年度 生徒心得

日置市立東市来中学校

1 登下校について

(1) 登校時

- ① 自転車通学生は、「自転車通学規定」に従い、安全に登校する（詳しくは、自転車通学規定を参照）。
- ② 生徒の登校時間は生徒会で定めた 8：00 までとする。（8：00～8：15 を生徒会遅刻とし、生徒会生活部から「遅刻者カード」を通して担任に報告される。）
- ③ 登校時は、原則、制服で登校する。朝練等がある場合は、部活動顧問の指示のもと体操服や練習着で登校してもよい。

(2) 下校時

- ① 「自転車通学規定」に従い、安全に下校する。
- ② **寄り道をせず**，（できるだけ）明るいうちに，複数で下校する。（不審者等の危険防止）。
- ③ 徒歩通学生は、暗い中下校する場合は、反射材を身につけて下校する（安全の確保）。

2 授業・定期テスト等について

(1) 授業について

- ① 始業前には学習の準備をして、静かに先生が来られるのを待つ。（2分前着席・1分前黙想）
- ② 移動教室の場合は、早めに行動し2分前までに移動・着席完了をする。
- ③ 入室が遅れたときは、教科担当の先生に遅れた理由を伝える。
- ④ 筆箱から、必要な筆記具を出し、筆箱は机の上に置かないようにする。
- ⑤ 授業中、やむを得ず教室外に出なければならない時（体調不良、早退など）は、教科担当の先生に伝え、許可を得て行動する。
- ⑥ 体調不良のときは、保健室か職員室に行き、容態を伝える。（保健室利用カード）
- ⑦ 体育で見学をする場合は、「見学届」に必要事項を記入し、始業前に体育の先生に渡す。

(2) テストについて

- ① テストについては、学校の「テストの受け方」の内容をよく理解し、テスト監督の先生の指示に従う。
- ② テスト時間中はお互いの話はもちろん、用具の貸し借りや、その他不正行為を絶対しない。

3 校内生活について

(1) 始業より終業までは校外に出てはならない。（安全上の理由）

(2) 支払い（学用品の購入、受験料、部費等）については、8：10 までに済ませる。

(3) 雑誌、お菓子、ゲーム、CD・DVD、携帯音楽プレイヤー、携帯電話・スマホ、プリクラシール等の不要物の持ち込みをしない。

- (4) 貴重品（お金、無くなると困るもの）は、8：15までに担任に報告し、預ける。下校時に担任から受け取る。
- (5) 他学年の廊下・教室、空き教室への無許可の出入り、同学年の他教室でも、原則出入り禁止。
- (6) 他教室には入らない。（盗難やいたずらの防止）
- (7) ベランダには出ないようにする。（転落等の防止）やむを得ない場合は教員がつく。
- (8) 校舎内、および、敷地内のアスファルト部分またはかしわば園の飛び石は、スリッパで移動してもよいが、外そうじの時は、靴に履き替える。
- (9) 生徒は緊急の場合を除き、下記のトイレを使用する。ただし職員用トイレ・車いす用トイレ（施錠済）は使用できない。
- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1年生：3階西側のトイレ | 2年生：2階東側のトイレ | 3年生：3階東側のトイレ |
|--------------|--------------|--------------|
- (10) トイレ使用の際、備え付けのトイレ用スリッパを使用する（使用後は次の人のために並べる）
- (11) 更衣場所は決められた場所で譲り合って使用する。（トイレでの更衣はしない。）
- (12) 雨の日は教室や図書室等で静かに過ごすことが望ましい。雨の日を、3年生は受験に向けて学習する良い機会であり、1・2年生は、読書に親しむ良い機会であると認識し、効果的に過ごす。
- (13) 学校施設や用具・備品・机・イス・本などの公共物は大切に扱う。施設や公共物を誤って破損又は紛失したとき、又はそれを発見したときは、直ちに先生に届け出て指示を受ける。
- (14) 生徒間での物品の売買、お金の貸借はしない。

4 服装・身なり・携行品について

(1) 学校制服 (冬服)

男子の制服	女子の制服
①上衣・ズボンは学生服、標準服マーク付きの製品とし、校章入りのもので、購入後変形はしてはならない。 ②上着丈の長いものや短いものは禁止する。 ③ズボンは、胴やふともも回りが大きすぎるもの、タック（＝折り目）が入ったものは原則禁止とする。 ④学生服のボタンは本校指定のものをつける。 ⑤カッターシャツの下に着る肌着は白・ベージュとする。（ワンポイントまで）	①上衣は濃紺の胸当てつきセーラー服で、白線3本入りのもの。丈は腰骨より下へ3cmぐらい。 ②ジャンパースカートは濃紺、24ひだ。長さはひざがかくれる程度とする。 ③ネクタイは蝶型紺色 ④ハイソックス・ルーズソックス等は禁止。ただし、寒いときは黒のタイツを使用できる。

(中間服)

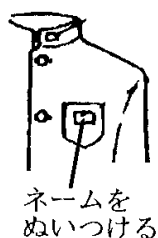
男子の制服	女子の制服
①上衣は白無地の長袖カッターシャツとする。 ②その他は冬季と同じ。	①冬季の上衣をとり、ジャンパースカートの下に、 学校指定の校章入り長袖ブラウスを着用する。 ②リボンは濃紺で、蝶結びとする。 ③他は冬季と同じ。

(夏服)

男子の制服	女子の制服
①上衣は白の半そで開襟シャツで、学校指定の校章入りとする。 ②カッターシャツの下に着る肌着は白・ベージュとする。(ワンポイントまで) ③その他は冬季と同じ。	①上衣は白の半そでセーラー服で、えり、ポケットは紺色。胸当ては白色とする。 ②ネクタイは縦型の紺色。 ③その他は冬季と同じ。

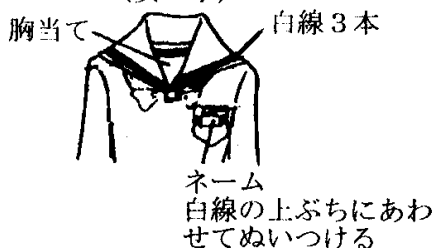
・ネームのつけ方(冬季)(中間期, 夏季は冬季に準ずる)

(男 子)



ネームを
ぬいつける

(女 子)



胸当て 白線3本
ネーム
白線の上ぶちにあわ
せてぬいつける

注意事項(※気づいたらその場で注意する。)

「男子」 第1ボタンまでとめる。「シャツ出し」
「腰パン」「ベルトなし」をしない。
「女子」 袖のボタンを外さない。セーラー服の
袖や下からシャツを出さない。
スカート丈はひざが隠れる程度。

※男女とも、制服の下に着る肌着は白・ベージュとする(ワンポイントまで)。

ただし、冬季については、黒・紺も可とする。

※ 更衣期間は設定していないため、気候や自分の体調に合わせて判断する。

(R7生徒総会にて改訂)

(2) 頭髪

①清潔・衛生・活動性を考えて、中学生らしい髪型(勉強やスポーツのじゃまにならない、衛生的で他人に迷惑をかけない、奇抜でない髪型、染色やパーマは禁止)とする。

※(R7年度生徒総会にて改訂)

目や耳にかからない長さ(視力保護、衛生面の確保のため)

②整髪料、髪の色、脱色、パーマ、アイロン、そり込み、モミあげを伸ばすなどの禁止

③まゆそり禁止(中体連でも『まゆをいじらない』方向で指導している。)

④授業中に鏡やクシを持ち出し、髪を整えたりしない。

生徒の頭髪に関する申し合わせ事項

この申し合わせ事項は、学校側からの「校則見直し」の提示を受け、保護者・生徒への意識調査を行い、学級・学年・全体で話し合い、さらに頭髪検討委員会で真剣に討議を重ね、まとめたものです。全生徒の意見を反映させたものとして、私たち東市来中学校の生徒一人ひとりが自覚をもってしっかり守りましょう。

申し合わせ事項に違反した場合、学級会や生徒会で話し合いをし、注意しなおさせます。

(3) 通学用の靴

- ①靴は体育時の靴と同様とする。色は白とし、底がすべらないもの（厚くないもの）、ひも靴を原則とする。ラインがあっても良いが、色は白のみとする。（3000 円程度）
- ②靴のかかととは踏まない。

(4) スリッパ及び体育館シューズ

- ①スリッパ及び体育館シューズは、学校指定の学年別のもの（緑・青・黄）を使用する。
- ②体育館シューズのかかととは踏まない。

(5) 靴下

- ①靴下は白・紺・茶色のくるぶしまで隠れる靴下とする。（足首保護の観点により）。ワンポイントまで可とする。ただし、ラインや装飾の入っていないものとする。

※ R 7 生徒総会にて改訂

(6) ベルト

- ①ベルトは黒・紺とする。色物や飾りの多い派手なもの、サスペンダーは使用しない。

(7) 防寒着について

- ①登下校における防寒着については、自転車通学生も徒歩通学生も以下の通りとする。
- ・（男子）ネックウオーマー、手袋
 - ・（女子）ネックウオーマー、手袋、タイツ（黒）
- ※ネックウオーマー、手袋は、無地の白・黒・紺・グレー（派手でないもの）とする。
- ※上記の防寒着は、1 2 月から着用可とし、生徒玄関か自転車小屋で外すようにする。
- ※「マフラー」は、安全上の理由から、着用しない。徒歩通学生についても同様とする。
- ②セーター・トレーナー類は、白・黒・紺・グレー（派手でないもの）で、学生服からはみ出ないように着こなす。（襟元やそで口から見えないようにする）
- ③制服のシャツの中（インナー、防寒肌着）は、白かベージュを着用する。
- ※女子は黒・紺も可。（冬季のみ）
- ④学生服（男子）の下にはカッターシャツを着用し、防寒着（セーター・トレーナー類）はカッターシャツの上に着るようにする。

(8) タオル

- ①タオルはハンドタオルのみ携行してよい。スポーツタオルなど長い・大きいタオルは、かばんに入れ、必要なときのみ使用する。肩にかけるなど見苦しいことはしない。

(9) 学校カバン・補助バッグ

- ①原則として学校指定のカバンを使用する。必要な場合（体操服・部活動の服など）は、補助バッグに入れて持ってきてよい。
- ②補助バッグは、カバン棚に入る大きさであること。黒・紺・白・シルバーなどの華美でないスポーツバッグが望ましい。
- ③通学用カバン、補助バッグへの落書き、ステッカーは禁止する。また、キーホルダー等についてはお守り、または、小さなマスコット 1 つ程度にする。

(10) 制汗剤・汗拭きシート・リップ

①制汗剤・汗拭きシート・リップ・ハンドクリーム（保湿クリーム等）は、無香性（リップについては無色のもの）は使用してもよい。香り付き制汗剤や香水・コロン等は使用しない。

(11) 水筒の持参について（年間を通して持参してもよい。）

①中身は水、お茶、スポーツドリンクとする。

②毎日持ち帰るようにする。（衛生面）

③保管場所は教室内（カバン棚等）とする。

④飲む場所は教室とする（ただし、給食時間は飲まない。部活動生は部活動時は可。）

⑤ペットボトルは不可とする。

5 校外生活について

(1) 日没以降の外出、生徒のみの夜間外泊は、危険が伴うのでしない。

やむを得ないときは、保護者の責任で行う。

(2) 子どもだけで出掛ける時、行き先と帰宅予定時刻を事前に保護者に伝える。

(3) アルバイトは原則として禁止する。

(4) 外出するときは、中学生らしい服装をする。

(5) 事故や事件が起きた場合、近くの家または「子ども110番の家」に逃げ、まずは、警察に連絡する。その後、学校にも連絡をする。

(6) 洞窟や危険箇所（工事現場など）、河川や海の危険地域には立ち入らない。

(7) 興味本位のアクセスや掲載は大変危険です。インターネットを介したトラブル、SNS（ソーシャルネットワークキングサービス）による被害（メール、出会い系サイト・有害情報へのアクセス等）や、LINE等のトラブルに巻き込まれないためにも、家庭でルールを決めて使おう。

(8) 見知らぬ人との接触を避けよう。

保護者不在時の悪質なセールス（訪問等）には絶対応じないようにしよう。

(9) 生徒間で、ものの売買や物々交換をするのは、絶対にしない。

(10) 学校外の遊興施設については、日置市で下記のとおり定められています。

◎主な場所と許可の共通理解事項《東市来地域校外生徒指導連絡協議会にて》

場所等	小学生	中学生	保護者同伴	備 考
カラオケボックス	×	×	○	(記号の見方) ○：その場所に行ってもよい ×：その場所に行ってはいけない ※外泊については、親戚同士での宿泊など、常識の範囲で判断できるものまで禁止するものではない。
ゲームセンター	×	×	×	
ゲームコーナー	×	×	×	
インターネットカフェ	×	×	×	
ボウリング場	×	×	○	
魚釣り	×	×	○	
キャンプ	×	×	○	
外泊	×	×	○	

6 その他

(1) 生徒玄関について

- ①生徒玄関は、1年生が西側玄関、2・3年生は東側玄関を利用する。

(2) 靴箱について

- ①靴箱には所定の場所（スリッパ：上段，学校用靴：下段）に置く。
②靴箱にはスリッパ・学校用靴以外は置かない。

(3) 提出物について

- ①宅習や生活の記録は、8:10までに決められた場所に提出する。
②学校提出物（PTA出欠表，学校納金等）は8:10までに必ず提出（盗難防止のため）。
③外出許可は、安全上（交通）・危険防止（不審者）の理由から原則として認めない。緊急を要する提出物は、保護者連絡のもと持ってきてもらう。
病院等で外出を要する場合は、保護者の方に迎えに来ていただく。

(4) 職員室等，教職員のいる部屋への出入りについて

- ・出入りについては、以下のとおりです。
①身なりを整える。
②カバン・荷物は持ち込まない。（防犯上の理由）
③入室の意思を伝える。

「〇年〇組の△△です。□□先生に用事があります。入ってもよろしいでしょうか。」 (許可を得たら)「失礼します。」(一礼して入る)

- ④用事が済んだら、速やかに退出する。・・・「失礼しました。」(一礼して出る)

(5) 体育館入退出の割り当て

- ①全校朝会等で体育館に出入りするとき、各学年、以下の場所から出入りする。

1年生：校舎側体育館出入口	2年生：体育館正面入口	3年生：体育館正面入口
---------------	-------------	-------------

(6) 遅刻・欠席連絡などの「届け」について

- ①事前にわかっている欠席・遅刻・早退・欠課は、保護者がその予定日・予定時刻とその理由を学校に電話等で連絡する。
②病気・通院等による欠席・遅刻・早退・欠課は、保護者が8:10までに学校に電話連絡をする。
③1校時以降の登校については、必ず職員室を訪ね、登校したことを学年部教職員に伝える。
④骨折等による異装をする場合、保護者が担任に電話等でその旨を伝え、異装の許可を得る。